

横浜保育室 施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

登園日数に応じた保育料の日割り対応について（通知）

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和 2 年 4 月 8 日付こ保運第 127 号「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について」等でお知らせしておりました「児童が登園を控えていただいた場合の保育料の日割り対応」について、取扱いをお知らせします。

このたびの日割り対応は、新たな助成制度『横浜保育室事業における新型コロナウイルス感染症に伴う助成金（以下、助成金とする。）要綱』を制定して対応することとしました。**※通常の四半期ごとの横浜保育室事業助成金の概算請求や精算請求とは別の手続きになりますのでご注意ください。**

4 月分及び 5 月分の保育料に関しては、市から登園日数に応じた日割り分の保育料との差額を助成いたします。助成金交付後、保護者に返金してください。助成金の交付時期は、9 月を予定しています。

6 月分の保育料に関しては、市から施設に保育料相当額（ひと月分）を助成いたします。そのため、6 月分の保育料の徴収延期もしくは、すでに徴収済みの保育料の保護者への全額の返金対応等、保護者の負担軽減に対するご協力をお願いいたします。後日（8～9 月ごろ）、実際の登園日数に応じた 6 月分の保育料を市が確認後、保護者へ改めて請求してください。

1 対象児童

次の要件をすべて満たす児童

- 横浜保育室の基本助成費の対象児童（0～2 歳児クラス）のうち、幼児教育・保育の無償化対象となっていない児童

市民税	0～2 歳クラス	3～5 歳クラス
非課税	幼児教育・保育の無償化対象（利用料 0 円）	幼児教育・保育の無償化給付
課税	今回の助成（日割り対応）対象者	（上限 37,000 円）の対象

- 2 の対象期間中に在籍した児童
- 横浜市民または川崎市民

2 対象期間

4 月 8 日（水）～ 6 月 30 日（火）

- ※ 令和 2 年 4 月 8 日付の通知では、対象期間を 4 月 8 日（水）～ 5 月 6 日（水）としておりましたが、5 月 22 日付の通知による登園自粛要請期間の延長に伴い、終了日を 6 月 30 日（火）に変更します。

※ 終了日は、登園自粛要請期間が延長される等の理由により、変更になる場合があります。その場合は改めてお知らせします。

※ 4月7日以前の保育料については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の保育料が発生します。

3 日割り対応の具体的な方法

別紙1の通り

4 各施設の皆様にご協力いただきたいこと

日割り対応をスムーズに実施するため、以下の2点についてお願いいたします。

(1) 保護者向け案内文等の配付

今回の日割り対応について保護者の皆様にお知らせするため、以下の文書を、**1の対象児童(0歳～2歳クラスのうち無償化対象となっていない児童)**の保護者の皆様に配付してください。

- ① 登園日数に応じた保育料の日割り対応について
- ② (参考)保育料の日割り対応例

(2) 助成金交付に伴う申請等の手続き

このたびの日割り対応は、新たな助成制度『横浜保育室事業における新型コロナウイルス感染症に伴う助成金要綱』を制定して対応することとしました。そのため、交付申請等の各手続きを別紙1のとおり進めてください。

※通常の四半期ごとの横浜保育室事業助成金の概算請求や精算請求とは別の手続きになりますのでご注意ください。

※助成金申請に伴う必要書類は、各施設に近日送付いたしますので、そちらをご利用ください。

5 市外の方の取扱いについて

(1) 川崎市民について

横浜市民と同一の算出方法を用いて、登園しなかった日数に応じて保育料を返金します。

(2) 川崎市を除く、市外にお住まいの方について

今回の取扱いは、**対象外**となります。保育料の日割りについてはお住まいの市町村にお問い合わせください。4(1)の保護者向け案内文についても配付は行わないようにしてください。

問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課

045-671-3564

日割り対応の具体的な方法

1 日割り対応における保育料算定の考え方

変更後の保育料：通常保育料×実際の登園日数÷25(※)

<10円未満切り捨て>

※運営助成費の日割り対応（横浜保育室事業実施要綱第12条第10項）の考え方に準じ、月によらず「25」で計算します。

（留意点）

- 4月1日～7日については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の保育料が発生します。4月1日から在籍していた場合、在籍日数は6日となります（別紙「(参考) 保育料の日割り対応例」参照）。
- 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。
例えば、令和2年5月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常保育料×22÷25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常保育料×23÷25】とはならず、日割り対応の対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、保育料が減額されます。

2 日割り対応の流れ

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
4・5月分	市					③変更後の保育料を確認し、施設へ連絡	⑤交付（保護者返還分）		
	施設	①通常の保育料徴収			②登園日数等を市へ提出	④交付申請（保護者返還分）	⑥保護者へ返還	⑧市へ精算手続き（保護者からの受領証明書等を市へ）	
	保護者						⑦返還分の保育料を受領。受領証明書を園へ提出。		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
6月分	市			②交付（保育料相当額）		⑥変更後の保育料を確認し、施設へ連絡		⑩精算（変更後の保育料分の戻入用納付書の発行）	
	施設		①交付申請（保育料相当額）	③保育料を徴収延期または徴収済みの場合は保護者へ返還	⑤登園日数等を市へ提出		⑦変更後の保育料を保護者へ請求	⑨市へ精算手続き	⑪市へ戻入（変更後の保育料分）
	保護者			④保育料の返還を受けた場合は受領証明書を園へ提出			⑧変更後の保育料を園に支払う		

このたびの日割り対応は、新たな助成制度『横浜保育室事業における新型コロナウイルス感染症に伴う助成金（以下、助成金とする）交付要綱』に基づき対応いたします。

※通常の四半期ごとの横浜保育室事業助成金の概算請求や精算請求とは別の手続きになりますのでご留意ください。

※助成金の申請様式等は、各施設に近日郵送いたしますので、そちらをご利用ください。

なお、保護者の負担軽減のために、6月分の保育料を徴収延期もしくは、すでに徴収済みの場合は保護者への全額の返金対応等をしていただくために、早急に市から施設へ保育料相当額（ひと月分）を助成いたします（前項の図 参照）。そのため、**6月分の助成金交付申請手続きの対応を第一にお願いいたします。**

(1) 6月分の保育料

① 施設は、6月分の保育料相当額について、助成金の交付申請をします。

◆ 提出期日： 6月4日（木）

◆ 提出物：

ア 交付申請内訳書（第1号様式別紙）【6月分】

・ **市で把握している4月1日の情報を基に、内容を記載した交付申請内訳書【6月分】を各施設へ近日送付します。6月1日時点の園児情報と照らし合わせて加除訂正したものをご提出ください。なお、登園日数は0日としてご請求ください。**

イ 助成金交付申請書（第1号様式）【6月分】

・ アの加除訂正後の金額の合計を記入してご提出ください。

ウ 助成金概算請求書（第4号様式）【6月分】

・ アの加除訂正後の金額の合計を記入してご提出ください。

② 市は、助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（第2号様式）を発行します。また施設へ助成金（6月分の保育料相当額）を交付します。

◆ 振込予定時期： 6月中予定

③ 施設は、6月保育料の徴収延期、もしくは6月保育料をすでに徴収済みの場合は、保護者の方への全額の返金をお願いいたします。

◆ 保護者へ返金する場合は、施設は保護者から受領証明書（第5号様式）を受領してください。

④ 保護者は、6月の保育料の返還を受けたら、受領証明書（第5号様式）を施設へ提出します。

⑤ 施設は各児童の6月の登園実績が確定したら、精算内訳書（第6号様式別紙）を記載して、**写し**を市に提出します。

◆ 提出期日： 7月31日（金）

◆ 提出物：

ア 精算内訳書（第6号様式別紙）【6月分】の**写し**

※提出期日については、通常の助成事務のスケジュールとの兼合いで、この時期とさせていただきますのでご了承ください。

- ⑥ 市は施設からの精算内訳書（第6号様式別紙）【6月分】の写しを確認し、訂正の有無を連絡します（8月予定）。
- ⑦ 施設は、市からの連絡後、保護者に変更後の保育料を請求します。
- ⑧ 保護者は、変更後の保育料を施設に支払います。
- ⑨ 施設は市に、精算手続きを行います。
- ◆ 提出期日： 10月16日（金）
 - ◆ 提出物：
 - ア 助成金精算書（第6号様式）【6月分】
 - イ 精算内訳書（第6号様式別紙）【6月分】
 - ウ 保護者との契約書の写し等、保護者負担分の保育料がわかる書類【6月分】
 - エ 保護者への返還を行った場合は、保護者からの受領証明書（第5号様式）【6月分】
- ⑩ 市は精算処理を行い、変更後の保育料分の戻入用納付書を施設に発行します（10月ごろ）。
- ⑪ 施設は市へ、変更後の保育料分の戻入用納付書を用いて戻入します。

(2) 4・5月分の保育料 ※4月分と5月分はそれぞれ書類を記載してご提出ください。

- ① 施設は4・5月分の保育料を通常通り徴収します。
- ② 施設は各児童の4・5月分の登園日数及び保育料（保護者負担額）等を交付申請内訳書（第1号様式別紙）に記載し、写しを市に提出します。
- ◆ 提出期日： 7月31日（金）
 - ◆ 提出物：
 - ア 交付申請内訳書（第1号様式別紙）の写し（【4月分】及び【5月分】）
- ※提出期日については、通常の助成事務のスケジュールとの兼合いで、この時期とさせていただきますのでご了承ください。
- ③ 市は施設からの交付申請内訳書（第1号様式別紙）【4月分】【5月分】の写しを確認し、訂正の有無を連絡します（8月予定）。
- ④ 施設は市からの連絡後、助成金（保護者返還分の保育料）の交付申請をします。
- ◆ 提出期日： 8月31日（月）
 - ◆ 提出物：
 - ア 助成金交付申請書（第1号様式）（【4月分】及び【5月分】）
 - イ 交付申請内訳書（第1号様式別紙）（【4月分】及び【5月分】）
 - ウ 保護者との契約書の写し等、保護者負担分の保育料がわかる書類（【4月分】及び【5月分】）

⑤ 市は助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（第2号様式）を発行します。また施設へ助成金（4月分及び5月分の保護者返還分の保育料）を交付します。

◆ 振込予定時期： 9月予定

⑥ 施設は、市から交付された保護者返還分の保育料を、保護者に返還します。

◆ 保護者へ返還する際は、保護者から受領証明書（第5号様式）を受領してください。

⑦ 保護者は、保育料の返還を受けたら、受領証明書（第5号様式）を施設へ提出します。

⑧ 施設は、市に精算手続きを行います。

◆ 提出期日： 10月30日（金）

◆ 提出物：

ア 助成金精算書（第6号様式）【4月分】及び【5月分】

イ 精算内訳書（第6号様式別紙）【4月分】及び【5月分】

ウ 保護者からの受領証明書（第5号様式）【4月分】及び【5月分】

この助成金に関する書類の提出先

〒231-0015 横浜市中区尾上町1丁目8 関内新井ビル9階

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 **横浜保育室日割り助成担当**

問合せ先

◆助成金申請前（制度について）

こども青少年局保育・教育運営課

045-671-3564

◆助成金申請後（申請内容について）

こども青少年局保育・教育運営課

横浜保育室日割り助成担当

045-671-0234

0～2歳児クラスの保護者に配付してください

令和2年5月22日

横浜保育室0～2歳児クラスの
保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

登園日数に応じた保育料の日割り対応について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」等でお知らせしておりました「登園をしなかった場合の保育料」について、取扱いをお知らせします。

1 対象児童

次の要件をすべて満たす児童

- 横浜保育室の基本助成費の対象児童（0～2歳児クラス）のうち、幼児教育・保育の無償化対象となっていない児童

市民税	0～2歳クラス	3～5歳クラス
非課税	幼児教育・保育の無償化対象（利用料0円）	幼児教育・保育の無償化給付
課税	今回の助成（日割り対応）対象者	（上限37,000円）の対象

- 2の対象期間中に在籍した児童
- 横浜市民または川崎市民

2 対象期間

4月8日（水）～6月30日（火）

- ※ 令和2年4月8日付の通知では、対象期間を4月8日（水）～5月6日（水）としておりましたが、5月22日付の通知による登園自粛要請期間の延長に伴い、終了日を6月30日（火）に変更します。
- ※ 終了日は、登園自粛要請期間が延長される等の理由により、変更になる場合があります。その場合は改めてお知らせします。
- ※ 4月7日以前の保育料については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の保育料が発生します。

3 保護者の皆様が行う手続

施設から返金を受けた場合は、受領証明書を施設にご提出ください。

※登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続はありません。

4 日割り対応における保育料算定の考え方

変更後の保育料：通常保育料×実際の登園日数÷25(※)

<10円未満切り捨て>

※ 運営助成費の日割り対応（横浜保育室事業実施要綱第12条第10項）の考え方に準じ、月によらず「25」で計算します。

(留意点)

- 4月1日～7日については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の保育料が発生します。4月1日から在籍していた場合、在籍日数は6日となります（別紙「(参考) 保育料の日割り対応例」参照）。
- 1日でも欠席した場合は日割り対応の対象となりますが、欠席日数が0日の場合は対象外となります。
例えば、令和2年5月は開所日数が23日であるため、1日欠席した場合は【通常保育料×22÷25】となりますが、欠席日数が0日だった場合は【通常保育料×23÷25】とはならず、日割り対応の対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、保育料が減額されます。

5 日割り対応の流れ

(1) 4・5月分の保育料

すでにお支払いいただいている保育料から、変更後の保育料を引いた額が各施設から返金されます。（9月予定）

(2) 6月分の保育料

- ① 施設には6月分の保育料については保護者の皆様の負担軽減のため、返金対応もしくは徴収延期をお願いしておりますが、保育料の徴収の時期や方法については施設により取扱いが異なりますので、詳細は施設にご確認ください。
- ② 施設から、変更後の保育料の請求がありますので、施設へお支払いください。（9月予定）

問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課

045-671-3564

(参考)保育料の日割り対応例

前提：通常の保育料（保護者負担分）を 58,100 円とします。

<例1>令和2年4月分

令和2年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	④
5	⑥	⑦	⑧	9	10	11
12	⑬	14	15	⑯	⑰	18
19	20	⑳	22	㉓	24	25
26	㉗	28	29	㉙		

○…登園した日
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

登園日数 = 14日

<内訳>

4月1日～7日 … 6日【◇】

(登園の有無に関わらず開所日をカウント。)

4月8日～30日 … 8日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の保育料(保育料)

$$58,100 \text{ 円} \times 14 \text{ 日} \div 25 = 32,530 \text{ 円}$$

返還額

$$58,100 \text{ 円} - 32,530 \text{ 円} = 25,570 \text{ 円}$$

<例2>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	16
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	23
24	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	30
31						

5月8日(金)までは登園自粛していたが、5月11日(月)以降は、月～金曜日の間毎日登園した場合。

登園日数=15日

変更後の保育料(保育料)

$$58,100 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} \div 25 = 34,860 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、保育料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

<例3>令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	②
3	4	5	6	⑦	⑧	⑨
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
24	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
31						

5月1日(金)のみ登園自粛していたが、5月7日(木)以降は、月～土曜日の間毎日登園した場合。

登園日数=22日

変更後の保育料(保育料)

$$58,100 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} \div 25 = 51,120 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、保育料の日割り対応は、国の考え方に基づき25で割る。

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）